

予算決算常任委員会健康福祉分科会会長報告

健康福祉分科会に送付されました、「議案第57号」令和7年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定について、「議案第58号」令和7年度北本市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、「議案第60号」令和7年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、「議案第61号」令和7年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、「議案第77号」令和8年度北本市一般会計補正予算（第4号）、「議案第78号」令和8年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、「議案第80号」令和8年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、「議案第81号」令和8年度北本市介護保険特別会計補正予算（第1号）について審査内容の主なものを御報告いたします。

◎「議案第57号」福祉部関係について

（１）国庫支出金のうち民生費国庫負担金に関して

「障害者自立支援給付費負担金及び障害児通所給付費負担金が増となった理由について」質疑したところ、「障害者自立支援給付費負担金は、前年度比で9.6%の増となっています。要因は、障害福祉サービス費の支出見込みの増加によるもので、主な理由として共同生活援助等の利用件数が増加し、サービス全体で前年度比956件増の1万1,980件となったことに伴い、国庫負担金が増加したためです。また、障害児通所給付費負担金についても、前年度比14.9%の増となっています。こちらも、障害児通所給付費の支出見込額が増加したことによるもので、児童発達支援等の利用件数がサービス全体で前年度比85件増の3,415件となったことに伴い、負担金が増加しています」との答弁がありました。

（２）諸収入のうち雑入に関して

「その他の雑入として障がい福祉課の項目が６件ほどあるが、返還金が生じた要因等について」質疑したところ、「重度心身障害者高額療養費（外来年間合算）返還金は、国民健康保険等の各保険者から高額療養費が支給された場合に、重度心身障害者の医療費として、現物給付で既に支給している部分について、高額療養費が出たものについて返還をしていただく制度に基づくものです。次に重度心身障害者高額介護合算療養費返還金ですが、年間の医療費と介護保険の自己負担分利用料の合算額が基準額を超える場合、その超過分は、各保険者から還付されます。その際、重度心身障害者の医療費制度により既に還付が行われている場合は重複支給となりますので、その重複部分を返還してもらうものです。次に、重度心身障害者医療費返還金ですが、受給資格の喪失などによる医療費の過誤請求により過払いが生じた場合に、判明した時点で返還をしていただくものです。次に障害児（者）生活サポート事業費補助金返還金ですが、事業者から錯誤による請求があり、支払い済みであった過年度分の補助金について、返還を求めたものです。次に、在宅重度心身障害者紙おむつ助成事業返還金ですが、給付条件の一つである所得税非課税世帯ではなく、課税世帯であることが所得更正等で判明したため、受給者に返還を求めたものです。最後に、障害児通所給付費返還金ですが、障害児通所給付費のサービスに対する毎月の請求に関して、事業者からの過誤請求が判明した場合に過払いとなった給付費を返還してもらうものです」との答弁がありました。

（３）民生費のうち社会福祉総務費に関して

「生活困窮者自立支援業務の事業内容について」質疑したところ、「生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の支援として、自立相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、地域づくり事業といった各種事業を実施し

ています。また、新たに地域づくり事業として、リンクワーカーを配置し、さまざまな取組を進めているところです。これは地域における潜在的なニーズを把握して地域資源等につなげるとともに、個別支援や他分野の地域づくり事業との連携を通じて、新たな地域資源の創出や拡充を図るために設置したものです」との答弁がありました。

（４）民生費のうち障がい福祉費に関して

「障害者福祉事業費補助金の実績について」質疑したところ、「この補助金は福祉タクシー事業と自動車燃料費助成事業の合計であり、決算額は福祉タクシー事業が、247万972円の前年度比9,112円増で、自動車燃料費助成事業は、184万8,103円の前年度比4万2,403円の減となっています。利用者は福祉タクシー券助成か自動車燃料費助成のどちらかを選択していただきます。福祉タクシー券の場合は、登録者に対して年度ごとにタクシー券を交付しており、令和7年度の利用枚数は3,679枚。自動車燃料費助成については、登録者に対してガソリン代の実績に応じ、領収書等を添付して申請するよう案内をしており、請求のあった人数は359人でした」との答弁がありました。

（５）民生費のうち老人福祉費に関して

「重層的支援体制整備経費の送迎付き通院・買い物付き添いサービスの実証実験について」質疑したところ、「令和7年7月から11月までの5か月間にわたり実証実験を実施しました。基本的に65歳以上の有償運転ボランティアを募集し、一人での外出が困難な高齢者に対して、送迎付き通院・買い物付き添いサービスを実施したものです。対象者については、地域包括支援センター北本社協から選定していただきました。利用者からは、『助かった』、『外出ができてよかった』、という概ね好意的な御意見をいただいています」との答弁がありました。

（６）民生費のうち生活保護総務費に関して

「生活保護業務経費の増の要因及び、却下件数の詳細について」質疑したところ、「令和６年度と比較した増額の主な要因は、会計年度任用職員の報酬改定や定期昇給、手当の増額に伴う人件費の増、国庫返納金の増及び生活保護システム改修に係るシステム導入委託料の増によるものです。また、保護の却下につきましては、令和７年度は12件ありました。その内訳は、保護基準以上の収入があった方が３件、境界層該当の方が８件、調査不能が１件となっています。なお、境界層該当とは、国民健康保険、介護保険制度において、一定の減免が受けられれば、生活保護にならない方に対し、生活保護担当が生活保護の要否判定を行った上で、減免額を算出し、減免を受けるものです」との答弁がありました。

◎「議案第57号」こども健康部関係について

（１）国庫支出金のうち民生費国庫負担金に関して

「子どものための教育・保育給付交付金について令和６年度と比べ増加している要因及び内訳について」質疑したところ、「令和６年度に比べ、１億5,704万3,207円、率にして22.5%の増となっています。主な要因は歳出における保育施設への施設型給付費や地域型給付費の増加によるものです。内訳としては、北本みなみ幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、施設型給付費の対象となり、１億1,957万7,087円の支出増加となったこと、また、つぼみの詩保育園が新規開設されたことに伴い、地域型給付費の対象となり、4,710万1,930円の増となったことによるものです」との答弁がありました。

（２）民生費のうち児童福祉総務費に関して

「児童館業務経費における子育て援助活動支援事業の活動回数が増加した要因等について」質疑したところ、「利用増となった要因は、保護者のリフ

レッシュ等を目的とした預かりについて、従来はサービス提供者の自宅で行っていたものを、児童館での預かりも可能と運用を変更したことで、マッチング率が高まり利用者の増加につながったものです」との答弁がありました。

（３）民生費のうち保育所費に関して

「小規模保育事業所整備補助及び幼保連携型認定こども園整備補助による保育施設整備に係る実績について」質疑したところ、「学校法人緑陰学園がつむぎ保育園という小規模保育事業所を整備したもので、定員19人に対し、9月1日時点で15人の児童が入所しています。また、学校法人関野学園については、いしと幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行したことに伴い、保育部分の定員50人に対し、9月1日時点で50人の児童が入所しています」との答弁がありました。

「令和6年度就学前教育・保育施設整備交付金返納金が決算等審査意見書のむすびに記載されたことを踏まえ、監査委員からどのような指摘があったのかについて」質疑したところ、「決算審査において、むすびに記載されている事項については直接指摘を受けました。具体的には、今後同様の事案を繰り返さないよう、チェック体制の確立を図り、再発防止を徹底するよう指摘を受けたところですよ」との答弁がありました。

（４）衛生費のうち予防費に関して

「産前サポート事業・産後ケア事業において、切れ目のない支援をどのように行っているのかについて」質疑したところ、「令和6年度からこども家庭センターを設置し、その中で産前サポート事業の利用が適切かどうか判断し、安心して出産を迎えるようにサポートをしています。また、産後ケア事業については通所型の集団、個別、宿泊型の3種類を実施しており、それぞれの家庭の状況に合った事業を提案し、利用していただいているところですよ」との答弁がありました。

「1歳6か月児健康診査において、健康管理上注意すべき具体的な点について」質疑したところ、「子どもの視線の合いにくさや、言語理解、言語発達の遅れなど、発達障害の可能性があります、療育につなげる必要がある子どもに対して、児童発達支援センターで実施している親子教室等を通じて親子の関わりを含めた支援や育児相談に努めているところです」との答弁がありました。

◎「議案第58号」について

(1) 後期高齢者医療保険料のうち後期高齢者医療保険料に関して

「保険料が増加した要因について」質疑したところ、「令和6年度と比較して、全体で6,538万6,478円、率にして6.5%の増となっています。主な要因は、被保険者の増加ですが、保険料率の改正がない中で、1人当たりの保険料が3.3%の増となっています。この点について、後期高齢者医療広域連合では所得の増加、主に年金所得の引き上げによるものと分析しており、これらが増額の主な要因と考えています」との答弁がありました。

◎「議案第60号」について

(1) 国民健康保険税のうち国民健康保険税に関して

「滞納繰越分の不納欠損額が増加している状況について」質疑したところ、「国民健康保険税全体で約2,200万円の欠損処分を行いました。背景としては、3年前の令和4年度に執行停止処分を行ったものが、3年経過後に納税義務が消滅して、不納欠損に至るという仕組みによるものです。令和4年度以降、積極的に執行停止処分を進めた結果、3年経過後に不納欠損の対象となったため、金額が増加しました」との答弁がありました。

(2) 保健事業費のうち特定健康診査等事業費に関して

「特定保健指導の実施状況や今後の取組について」質疑したところ「令和7年度の対象者数は前年度比で30人減、実施者数については14人の減となり、

実施率も2.2ポイントの減となっています。被保険者数の減少に伴い、対象者数も減少傾向にありますが、実施率が向上しない点が課題です。そのため利用勧奨のはがきや電話案内に加え、祝日や休日にも特定保健指導を受けられる環境を整えるなど、市民が利用しやすい環境づくりに今後も努めていきたいと考えています」との答弁がありました。

◎「議案第61号」について

（１）総務費のうち介護認定費に関して

「介護認定審査会の開催回数増加に伴う、申請から認定までの状況について」質疑したところ、「令和6年度の年間94回から、令和7年度は1日2回開催する日を設けるなどして、計109回開催しました。これは申請から認定までの期間を短縮することを目的としたものです。申請から認定までにかかる日数は、令和7年12月時点で、平均39.5日となっており、1年前の令和6年7月時点の、平均43.6日と比較して、約4日短縮しました。なお、令和7年12月時点における県の平均が42.1日、国の平均が39.8日であることから、県や、国の平均よりも短くなっています」との答弁がありました。

◎「議案第77号」について

（１）債務負担行為補正に関して

「おやこ健康手帳、予防接種アプリの導入時期とその内容及び県内自治体の導入状況について」質疑したところ、「現在、国において母子保健分野のDX化を推進しており、母子健康手帳を紙からアプリへ移行していく方針です。令和8年4月に国から関係法令の改正及び指針が示され、準備が整った自治体から順次導入を進めるよう通知があったことから、対応するものです。導入時期は、母子健康手帳アプリを令和9年度から、予防接種アプリに関しては、令和10年度から実施できるよう、計画しています。内容としては、母子健康手帳アプリでは、紙媒体の記録を全てアプリ上で管理できるほか、市

内医療機関や子育て関連施設の情報提供、市からのお知らせ等をプッシュ通知で届けることが可能です。また、予防接種アプリでは、接種時期の案内や、接種漏れの防止などを管理できます。なお、母子健康手帳アプリの県内導入状況に関しては、各自治体の判断で導入が既にされているところがあり、県内63市町村のうち既に40市町村で導入されています」との答弁がありました。

◎「議案第78号」について

本案に対する質疑はありませんでした。

◎「議案第80号」について

本案に対する質疑はありませんでした。

◎「議案第81号」について

本案に対する質疑が1件ありました。

以上報告いたします。